

矢掛町広告掲載取扱要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、町の資産を広告媒体として活用し、民間企業等の広告を掲載することに関して、必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 町資産への広告掲載は、住民への情報提供に関するサービスを向上させ、地域経済の活性化を図るとともに、民間企業との協働により、町の新たな財源を確保することを目的とする。

(定義)

第3条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ該当各号に定めるところによる。

(1) 広告媒体 次に規定する町資産のうち、広告掲載が可能なもの

ア 町の広報等印刷物

イ 町のホームページ

ウ 町の財産

エ その他、広告媒体として活用できる資産で、町長が個別に定めるもの

(2) 広告掲載 広告媒体に民間企業等の広告を掲載又は掲出することをいう。

(広告の範囲)

第4条 次の各号のいずれかに該当する広告は、広告媒体には掲載しない。

(1) 町の公共性、中立性及び品位を損なうおそれがあるもの

(2) 法令等に違反するもの又はそのおそれのあるもの

(3) 公序良俗に反するもの又はそのおそれのあるもの

(4) 風俗営業等の規則及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条第1項に規定する営業に該当するもの

(5) 貸金業の規制等に関する法律(昭和58年法律第32号)第2条第1項に規定する貸金業に該当するもの

(6) 政治活動又は宗教活動に関するもの

(7) 個人、団体等の意見広告を内容とするもの

(8) 住民の健康を害するおそれのあるもの

(9) 前各号に定めるもののほか、広告媒体に掲載する広告として適当でないと町長が認めたもの

(広告掲載の基準)

第5条 前条に定めるもののほか、広告媒体への掲載に関する基準は、町長が別に定める。

(広告掲載の規格及び広告掲載料等)

第6条 広告掲載の規格、広告掲載料及び位置は、次の規定による。

広 告 媒 体	規 格	掲 載 料 (月額)
広報やかげ (2色刷り)	縦45mm×横170mm	20,000円
	縦45mm×横 85mm	10,000円
	縦45mm×横 56mm	7,000円
ホームページ	1枠 縦50ピクセル 横140ピクセル 4キロバイト以下 G I F形式	10,000円

2 前項に規定するもの以外については、広告媒体ごとに協議のうえ決定する。

3 広告の掲載位置は、町長が指定した位置とする。

(広告の募集等)

第7条 広告の募集は、次に掲げる内容を町広報紙及び町ホームページ等に掲載して行う。

(1) 広告を掲載しようとする広告媒体の種類及び枠数又は作成数等

(2) 広告の規格及び掲載位置

(3) 広告の掲載期間又は印刷物等の使用見込期間

(4) 広告掲載申込期間

(5) 広告の掲載料及びその納入期限

(6) その他、広告掲載に必要な事項

2 前項の規定にかかわらず、町長は、広告主を指定して広告の掲載を依頼することができる。

(広告掲載の申込み)

第8条 広告の掲載を希望する者は、矢掛町有料広告掲載申込書（様式第1号）に掲載しようとする広告の原稿等を添えて申し込むものとする。

(広告掲載の決定等)

第9条 町長は、広告掲載の申込みを受理したときは、申込期間終了後、第4条及び別に定める基準に基づき、速やかに掲載の可否を決定し、矢掛町有料広告掲載決定通知書（様式第2号）により、申込者に通知しなければならない。

2 町長は、同一広告掲載位置への申込みが複数あるときは、次に掲げる順位を優先順位とし、同一順位のものの広告であるときは、抽選により掲載する広告を決定するものとする。

(1) 国、地方公共団体、公社、公益法人、その他これらに類するものの広告

(2) 民間企業のうち、公共的性格を有するものであって、町内に事業所等を有するものの広告

(3) 前号に掲げるもの以外の民間企業又は自営業者であって、町内に事業所等を有するものの広告

(4) 前3号に掲げるもの以外のものの広告

(審査機関)

第10条 前条の規定による掲載の可否を決定するにあたり、疑義が生じた場合の掲載の可否を審査するため、矢掛町広告審査委員会（以下「委員会」という。）を置く。

2 委員会の委員は、副町長、総務企画課長、町民課長、農林建設課長、教育課長をもって充てる。

3 委員会の委員長は、副町長とする。

4 委員長不在の場合は、総務企画課長がその職務を代行する。

(会議)

第11条 委員会の会議は、委員長が招集する。

2 委員会の会議は、委員長がその議長となる。

3 委員会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

4 委員会は、必要に応じて、会議に関係者を出席させ、意見等を聴くことができる。

5 委員会の庶務は、総務企画課において処理する。

(広告掲載料の納入)

第12条 広告主は、第9条第1項の掲載の決定があった場合は、町長が指定する期日までに、広告掲載料を一括前納するものとする。ただし、町長が特別の理由があると認めたときは、この限りでない。

(広告主の責任等)

第13条 原稿及び広告物の作成経費は、広告主の負担とする。

2 広告の内容に関する全責任は、広告主が負うものとし、第三者から苦情若しくは被害の申立て又は損害賠償等の請求があった場合は、自らの責任で解決しなければならない。

3 広告主は、広告掲載の権利を譲渡し又は転貸してはならない。

4 広告主は、掲載しようとする広告が屋外広告物法（昭和24年法律第189号）第2条第1項に規定する屋外広告物に該当する場合は、岡山県屋外広告物条例（昭和41年岡山県条例第29号）に規定する許可を受けたものでなければならない。

5 広告主は、広告を取り下げるとき又は広告内容を変更しようとするときは、矢掛町有料広告掲載申込内容変更・取下げ届（様式第3号）に必要書類を添えて、遅滞なく町長に届け出なければならない。

6 広告主は、広告掲載期間終了後、必要に応じて、速やかに広告主の経費負担により、広告を撤去しなければならない。ただし、広告掲載期間を更新する場合は、更新期間終了後とすることができる。

7 広告主は、前項の規定により広告を撤去した場合は、速やかに町長に届け出なければならない。

（広告掲載決定の取消し）

第14条 町長は、次の各号に該当する場合は、広告掲載の決定を取り消すことができる。

(1) 提出した原稿等に虚偽があると認められた場合

(2) 町長が指定する日までに広告主が広告掲載料を納入しなかった場合

(3) 広告主が必要な届出を怠った場合

(4) その他、町長が特に取り消す必要があると認めた場合

（広告掲載料の還付）

第15条 広告掲載料は還付しない。ただし、広告主の責めに帰さない事由により広告掲載ができない場合は、この限りでない。

（その他）

第16条 この要綱に定めるもののほか、広告の掲載に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

様式第1号（第8条関係）

矢掛町有料広告掲載申込書

年 月 日

矢 掛 町 長 殿

申込者

住所（事業所所在地）

氏名（事業者名） 印

電話番号（ ） —

担当者氏名

次のとおり広告を掲載したいので、矢掛町有料広告掲載取扱要綱第8条の規定に基づき申請します。 ※太枠に記入してください

広告の掲載を希望する媒体	広報やかげ ・ 矢掛町ホームページ その他（ ）
掲載希望期間	年 月 日 から 年 月 日（ 日間）
	広報やかげ 月号から 月号まで
掲 載 す る 広 告 の 内 容	別紙添付資料のとおり
掲載希望 サ イ ズ	※広報やかげ掲載希望時のみ記入 ☐ 縦 4 5 mm × 横 1 7 0 mm ☐ 縦 4 5 mm × 横 8 5 mm ☐ 縦 4 5 mm × 横 5 6 mm
確 認 印	
受 付 印	
①申込みにあたっては、広告掲載基準の内容を遵守します。 ②広告内容に著作権及び肖像権等のないことを保証します。	

【注意】

- ホームページ広告の規格は、縦50ピクセル、横140ピクセル、4キロバイト以下でGIF形式に限ります。
- 広告の掲載期間は月初からの1箇月単位とします。
- 申請者の都合により広告の掲載を途中で中止した場合は、広告掲載料は返還いたしません。
- 申込内容に変更等があった場合には、必ず届け出てください。

矢掛町有料広告掲載決定通知書

年 月 日

殿

矢掛町長 印

年 月 日付で申込のあった矢掛町有料広告掲載について、次のとおり決定しましたので通知します。

☐ 次により掲載します

広告を掲載する媒体名	広報やかげ ・ 矢掛町ホームページ その他（ ）
掲 載 期 間	年 月 日 から 年 月 日（ 日間）
	広報やかげ 月号から 月号まで
掲 載 す る 広 告 の 内 容	別紙添付資料のとおり
掲載サイズ	※広報やかげ掲載時のみ記入 ☐ 縦 4 5 mm × 横 1 7 0 mm ☐ 縦 4 5 mm × 横 8 5 mm ☐ 縦 4 5 mm × 横 5 6 mm
掲 載 料	（ 円 × 円 箇月）

☐ 次の理由により掲載できません

理 由	
-----	--

※なお，別添の納付書により掲載料を 年 月 日までに納付してください。

様式第3号（第13条関係）

矢掛町有料広告掲載申込内容変更・取下げ届

年 月 日

矢 掛 町 長 殿

申込者

住所（事業所所在地）

氏名（事業者名）

印

電話番号（ ） —

担当者氏名

次のとおり広告掲載の内容を変更したいので、矢掛町有料広告掲載取扱要綱第13条の規定に基づき申請します。 ※太枠に記入してください

広告掲載の内容を変更する媒体	広報やかげ ・ 矢掛町ホームページ その他（ ）			
掲 載 期 間	年 月 日 から 年 月 日（ 日間）			
	広報やかげ 月号から 月号まで			
変更掲載する広告の内容等	別紙添付資料のとおり ・ 取下げ			
掲載希望 サ イ ズ	※広報やかげ掲載希望時のみ記入 ☐ 縦 45mm × 横 170mm ☐ 縦 45mm × 横 85mm ☐ 縦 45mm × 横 56mm			
確 認 印			受 付 印	
①申込みにあたっては、広告掲載基準の内容を遵守します。 ②広告内容に著作権及び肖像権等のないことを保証します。				

【注意】

- ホームページ広告の規格は、縦50ピクセル、横140ピクセル、4キロバイト以下でG I F形式に限ります。
- 広告の掲載期間は月初から1箇月単位とします。
- 申請者の都合により広告の掲載を途中で中止した場合は、広告掲載料は返還いたしません。
- 申込内容に変更等があった場合には、必ず届け出てください。